

ID: 202

担当部署: 都市整備課

処分の概要	占用等の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	高根沢町法定外公共物管理条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (占用等の許可)</p> <p>第4条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 敷地又はその上空若しくは地下において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (2) 流水水面又は敷地を占用すること。 (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 (4) 法定外公共物へ汚水を放流すること。 (5) 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為について許可を受けた場合において、当該行為のためにするものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。</p> <p>2 町長は、法定外公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、前項の許可(以下「占用等の許可」という。)に必要な条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日